

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日^に逢^そたるときは、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 自衛官の募集
牛の炭疽^そ予防注射の実施
都市計画の変更に係る案の縦覧
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則
鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校学則の一部を改正する規則
鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則
- ◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇公 告 昭和四十九年度鳥取県歯科衛生士試験の実施
昭和四十九年度鳥取県歯科技工士試験の実施
毒物劇物取扱者試験の合格者

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

一人月額 一二、四〇〇円	一人月額 一四、二〇〇円
一人月額 一三、九〇〇円	一人月額 一五、七〇〇円
一人月額 一五、四〇〇円	一人月額 一七、二〇〇円
一人月額 一一、四〇〇円	一人月額 一三、二〇〇円
一人月額 一二、九〇〇円	一人月額 一四、七〇〇円
一人月額 一四、四〇〇円	一人月額 一六、二〇〇円
一人月額 一三、四〇〇円	一人月額 一五、二〇〇円
一人月額 一四、九〇〇円	一人月額 一六、七〇〇円
一人月額 一六、四〇〇円	一人月額 一八、二〇〇円
一人月額 一二、四〇〇円	一人月額 一四、二〇〇円
一人月額 一三、九〇〇円	一人月額 一五、七〇〇円
一人月額 一五、四〇〇円	一人月額 一七、二〇〇円

別表の表中

を

に改め、同表の備考の2中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和四十九年度第一次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 募集期間

昭和四十九年四月一日から昭和四十九年六月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第八十号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛の炭疽^そ予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十九年三月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 実施の目的

牛の炭疽^そ予防のため

二 実施する区域

西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部(通称岩伏地区)

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。)

四 実施の期日

昭和四十九年三月十八日及び三月十九日

五 検査の方法

炭疽第二苗予防液皮内接種

鳥取県告示第百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事意見書を提出することができる。

昭和四十九年三月八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画を変更する土地の区域

第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

追加する部分

東伯郡東郷町大字野花字野花川
変更する部分

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東郷町大字引地字寺前

三 縦覧期間

昭和四十九年三月九日から昭和四十九年三月二十二日まで

鳥取県告示第百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、高松団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

境港市新屋町字阿弥陀原及び字堀ノ内の各一部並びに高松町字山西、
 字紺屋町及び字藪田の各一部
 第二工区

境港市新屋町字阿弥陀原、字堀ノ内及び堀の内の一の各一部、高松
 町字山西、字紺屋田及び字藪田の各一部並びに竹内町字藪田野地の
 一部

四 土地区画整理事業の名称

高松団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月二日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月七日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号
)の一部を次のように改正する。

第二十七条(見出しを含む)中「及び聾学校」を「聾学校及び養護
 学校」に改め、「及び別科」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則
 第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書」を「住民票
 の写し」に改める。

第二十六条の見出し中「本籍」を「住所」に改め、同条中「本籍」
 を削る。

第四号様式及び第五号様式中

「(ふりがな) 氏名	()	年	月	日
本籍	県	市	郷	村

年	月	日	性別	男女
(満)	才)	才)	男	女
町	村	番	地	

「(ふりがな) 氏名	()	年	月	日
------------	-----	---	---	---

年	月	日	性別	男女
(満)	才)	才)	男	女

「現住所	を	「住所
------	---	-----

に改める。

第六号様式及び第七号様式中

「本籍	現住所	職業	生徒との続柄	を	「住所	生徒との
-----	-----	----	--------	---	-----	------

を に改める。

続柄」

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「本籍」を「住所」に改め、同条中「本籍」を削る。

第二号様式及び第二号様式の二中「本籍」を削る。

第四号様式中

「(ふりがな) 氏名	()	年	月	日
本籍	県	市	郷	村

「(ふりがな) 氏名	()	年	月	日
------------	-----	---	---	---

「(ふりがな) 氏名	()	年	月	日
------------	-----	---	---	---

「現住所	を	「住所	に改める。
------	---	-----	-------

「本籍	現住所	職業	生徒との続柄	を	「住所	生徒との
-----	-----	----	--------	---	-----	------

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第十四条の二中「専攻科及び別科」を「及び専攻科」に改める。

第十六条第一項中「別科及び幼稚部」を「及び幼稚部」に改める。
第十七条中「及び別科」を削る。

第十九条中「、別科及び幼稚部」を「及び幼稚部」に改める。

第二十条第一項中「及び別科」を削る。

第二十一条第一項中「、専攻科及び別科」を「及び専攻科」に、「戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める。

第二十二条の見出し中「本籍」を「住所」に改め、同条中「、本籍」を削る。

第二十三条第一項及び第二十四条第一項中「、専攻科及び別科」を「及び専攻科」に改める。

第二十五条中「及び別科」を削る。

第二十九条第二項中「、専攻科及び別科」を「及び専攻科」に改める。

別表の鳥取県立鳥取盲学校の項を次のように改める。

鳥取県立鳥取盲学校				
小学部	六			
中学部	三			
高等部	普通科	三	二〇	鳥取市立川町五丁目
	保健療科	三	二〇	
	療科	三	一〇	
	療科	二	二〇	

第二号様式の備考中「幼稚部若しくは高等部の専攻科又は別科の幼児若しくは生徒」を「幼稚部の幼児又は専攻科の生徒」に改める。

第三号様式中

(ふりがな) 氏名	()	年	月	日	()	年	月	日	()	年	月	日
本籍	鳥取県	市	郡	町	村							

性別	男女
居住地	

「(ふりがな) 氏名」 () 年 月 日 () 年 月 日 () 年 月 日

「性別」 「男女」 「居住地」 「現住所」 を 「住所」 に改める。

第四号様式及び第五号様式中
 「本現住所職」 を 「住所」 に改める。
 「生徒との続柄」 を 「生徒との続柄」 に改める。

第八号様式中「現住所」を「住所」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。
 目次中「部」の下に「、学科」を加え、「入学、退学及び転学」を「入学、退学等」に改める。
 第二章の章名中「部」の下に「、学科」を加える。
 第二条（見出しを含む。）中「、部」の下に「、学科」を加え、同条の表を次のように改める。

鳥取県立米子皆生学園				校 名		部及び学科		修業年限	収容定員	位 置
				幼稚園部	小学部	三年	一六人	米子市東福原 一、四〇一の一		
高等部	中学部	三年	一〇人	普通科	三年	五五人	九七人	一六人	一、四〇一の一	
三年										一〇人

第五条第一項中「中学部」の下に「及び高等部」を加える。
 第十五条に次の二項を加える。

2 高等部の各学年の課程の修了は、生徒の修得した単位に基づいて、学校が認定する。

3 前項の単位の認定は、出席時間数及び学習成績に基づいて、学校が行う。第十五条の次に次の一条を加える。

(原級留置)

第十五条の二、校長は、高等部の生徒のうち、修得単位数が不足し、進級させることが適当でないと認められる生徒があるときは、これを原級に留め置くことができる。

第十六条第二項中「第一号様式の二」を「第二号様式」に改める。
 第七章の章名を次のように改める。

第七章 入学、退学等

第十七条を次のように改める。

(入学資格)

第十七条 学校の幼稚園部、小学部、中学部又は高等部に入学することができる者は、肢体不自由者で、それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十条、第二十二條、第三十九條又は第四十七條の規定に該当する者とする。

第十八条第二項を次のように改める。

2 学校に入学しようとする者は、入学願（第三号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

一 小学部にあつては、住民票の写し

二 中学部にあつては、小学校長の卒業証明書

三 高等部にあつては、中学校長の卒業証明書

第十八条の次に次の四條を加える。

(編入学)

第十八条の二、校長は、高等部においては、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して、第二学年以上に入学を許可することができる。

2 前項に規定する学力の認定は、所要単位数に該当する教科目の試験により行う。

3 第一項の入学は、欠員のある場合に限り、原則として学年の始めに行う。

4 第一項の入学をしようとする者は、編入学願(第三号様式)を校長に提出しなければならない。

(誓約書)

第十八条の三 高等部に入学した生徒は、入学後十五日以内に誓約書(第四号様式)に住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。

2 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行わないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)の変更があつた場合は、新たに保護者となつた者は、誓約書(第五号様式)を校長に提出しなければならない。

(退学及び休学)

第十八条の四 高等部の生徒が、病気その他やむを得ない理由により退学又は休学をしようとするときは、退学願(第六号様式)又は休学願(第七号様式)に校長が定める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、三箇月以上一年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、特別の理由により必要と認めたときは、その期間をさらに一年に限り、延長することができる。

(再入学及び復学)

第十八条の五 高等部を退学し、又は休学した者で再入学又は復学をしようとするものは、再入学願(第八号様式)又は復学願(第九号様式)に、校長が定める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、支障がないと認めたときは、相当学年に再入学又は復学を許可することができる。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(転学)

第十九条 他の学校へ転学しようとする者は、転学願(第十号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第二十条 転入学をしようとする者は、転入学願(第三号様式)に、在学学校長の在学証明書を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、欠員のある場合に限り、行うことができる。

第二十四条中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第二号様式を削り、第一号様式の二を第二号様式とする。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式

(編、転) 入 学 願							
本 人	ふりがな 氏 名	()	生年 月 日	年 月 日	性 別	男 女	
	住 所	県	市 郡	町 村	番地		
保 護 者	氏 名		生年 月 日	年 月 日	本人との 続柄		
	住 所	県	市 郡	町 村	番地		
	職 業	(具体的に記載すること。)					
本 人 の 就 学 状 況	就学義務の 猶予免除の別	就学猶予・就学免除	年 月 日 から 年 月 日まで				
	出身学校	立	学校			卒業・卒業見込み	
	在学中の学校	立	学校	学年第	学期終了		
障 害 の 状 況 等	起 困 症	(病名) (診断医師氏名)					
	障 害 状 況	肢 体					
		言 語					
	そ の 他						
入学希望の部学年		部 第 学年					
<p>私は、貴校に入学(編、転)したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">保護者 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県立 校長 殿</p>							

第4号様式

私は、貴校に入学しましたうえは、校則をかたく守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

誓 約 書

住 所
生 徒 氏 名

上記のとおり誓約を守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所
生徒との続柄

保 護 者 氏 名 ㊦

鳥取県立 校長 殿

第四号様式の次に次の六様式を加える。
第5号様式

このたび新しく貴校高等部第 学年生徒 の保護者となりましてので、前の保護者と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

誓 約 書

住 所
生徒との続柄
保 護 者 氏 名 ㊦

鳥取県立 校長 殿

第6号様式

退学願

このたび下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 第 学年

本人 氏 名

保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 校長 殿

記

- 1 理由
- 2 退学を希望する期日 年 月 日
- 3 退学後の方針
- 4 退学後の居住地 就学猶予、就学免除、その他 ()

第7号様式

休学願

このたび下記の理由により休学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 第 学年

生徒 氏 名

保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 校長 殿

記

- 1 理由
- 2 休学を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで

第8号様式

再 入 学 願

このたび下記の原因により再入学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

本 人 氏 名
保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 校長 殿

記

- 1 理由
- 2 再入学を希望する期日及び学年
年 月 日 第 学年
- 3 退学した期日
年 月 日
- 4 本人の住所
- 5 保護者の住所

第9号様式

復 学 願

このたび下記の原因により復学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 第 学年
生徒 氏 名
保護者 氏 名 ㊟

鳥取県立 校長 殿

記

- 1 理由
- 2 復学を希望する期日
年 月 日

第10号様式

転 学 願 望

このたび下記の理由により転学したいので、許可していただきさるよう保護者と連署してお願いいたします。

年 月 日

部 第 学年

本 人 氏 氏 名

保護者 氏 氏 名

鳥取県立 校長 殿

記

- 1 理由
- 2 転学を希望する期日 年 月 日
- 3 転学を希望する学校名等
 県立 市町村立 学校
 部第 学年

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十九年二月二十八日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月八日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 二子夫

一 委嘱

氏名	生年月日	住 所	職 業	電話番号	経験及び履歴
遠藤 崇大	二、三、七	米子市両三柳	鳥取県労働組合総評議会事務局長	（鳥取）二二三九一	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長
		四五六五の四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅（米子）二九一五六七	鳥取県労働組合総評議会議長

二 解任

北尾才智

公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和49年3月8日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 実施期日

学説試験 昭和49年4月5日 午前9時から

実地試験 昭和49年4月6日 午前12時から

2 実施場所

鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期限

昭和49年3月16日まで

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を、次のとおり実施する。

昭和49年3月8日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 実施期日

実地試験 昭和49年4月7日 午前9時から

学説試験 昭和49年4月8日 午前9時から

2 実施場所

鳥取市富安二丁目84番地 鳥取高等歯科技工士学院

3 受験願書の提出期限

昭和49年3月16日まで

昭和49年2月20日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和49年3月8日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

中島 真司 野田 楯夫 伊沢 良悦

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

中川 昇一	谷口 泰彦	山下 武寿	橋本 真明
横川 徳雄	竹森 久夫	小林 肇子	森脇 晴恵
土居 邦子	茂上善代美	野口 哲夫	永江 守弘
田代 栄司	足達 和正	田中 文子	橋本 克洋
宮本 博幸	遠塚 辰巳	植田 秋博	

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金を 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)



鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 次 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】